

5. 平成19年度における指導監督結果報告(平成18年度実績分)について

- 平成18年4月の介護保険法改正に伴い、市町村へ地域密着型サービス等の指定及び指導監督権限が付与され、また、事業者に対する指定の取消要件の追加、指導監督に関して勧告・改善命令等の追加等、制度が大幅に変更されたところである。
- このため、毎年、都道府県等から事業年度報告として提出頂いている「指導・監査結果報告」についても、今般、制度改正に則した、以下の内容を含んだ報告様式に見直すこととしたので、提出に当たっては十分留意されるようお願いしたい。
- なお、平成18年度における指導・監査については、従前からの指導・監査指針に基づき実施している都道府県等が殆どであることから、平成18年度実績に係る報告については、新規の報告様式に加え、従前の報告様式による作成についても求めることとしているので、ご了解願いたい。
- 調査票等については、5月上旬頃の送付を予定しているが、政令市、中核市以外の市町村分については、都道府県において取りまとめのうえ、報告されるよう併せてお願いしたい。

現段階における調査票等の案は、別添のとおりであるので、参考とされたい。

【 新規に実績報告として求める内容について 】

I 監査関係

- (1) 監査の実施件数
- (2) 監査後の結果等
- (3) 勧告、命令、指定の効力の停止、取消の状況等

勧告、命令、指定の効力の停止、取消に至った経緯、状況等について、別表により報告を求めるものとする。

注) 別表については現時点での様式案であり、今後、各都道府県等からの意見を参考の上、修正を行って、出来るだけ簡易な様式として電子媒体でお示しする予定であるので、意見等がある場合には当室までご連絡願いたい。

II 指導関係

(1) 集団指導について

- ① 集団指導の実施回数
- ② 指導内容（内容を簡潔に記載）

(2) 実地指導について

- ① 実地指導の実施回数
- ② 国が示した基準（マニュアルによる身体拘束、高齢者虐待関係）以外の指導を行った場合は、指導内容を簡潔に記載

III 返還金の状況

- (1) 監査等により報酬の返還が判明し、当該年度内に額が確定した報酬返還額について、事業所数・返還額・加算額・収納済額等について報告を求めるものとする。

なお、収納済額については、返還額のうち当該年度分として収納した額とするので留意されたい。

- (2) 返還金として調査を要する内容は、次のとおり。

- ① 過誤調整による返還金の状況
- ② 法第22条第3項に基づく返還金及び同項に基づく加算金の状況

- (3) なお、法第22条第3項に基づく返還金に係る返還方法については、保険者からの納付書に基づく返還、又は保険者と事業者等の協議等による過誤調整に基づく返還等があることから、これらについても返還方法別に区分けして、返還金の状況を把握することとしているので了知されたい。